

男鹿市電子入札事務処理要領

(ICカードの名義)

第1条 電子入札におけるICカード名義(入札執行責任者)は契約区分にかかわらず、男鹿市総務企画部財政課とする。ICカードは「LGPKI証明書利用の手引き(地方公共団体編)」に基づき厳重に保管管理しなければならない。

(案件登録)

第2条 入札書受付締切予定日時は、紙入札を考慮し、開札予定日時の前日(平日)を標準とするものとする。

その他期日等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとするが、開札時間が予定時間と大きく違わないよう、適正な時間を設定するものとする。

(公告日及び公告日以降の案件の修正)

第3条 公告日及び公告日以降において、案件登録情報について錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

(1) 錯誤案件に対して「事業管理システム」により起工削除を行う。

(電子入札システムには、当該案件の結果欄に「中止」と表示される。)

(2) 新規の案件として改めて登録する。

(3) 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するよう依頼する。

(紙入札)

第4条 電子入札を基本とするが、入札(見積を含む。以下同じ。)に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)にやむを得ない事由があると認められる場合に限り、紙入札を承諾する。

〈やむを得ない事由の例示〉

① ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請(準備)中の場合

② その他電子入札を行うのが困難場合。

2 前項に規定により、途中から紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者(以下「紙入札業者」という。)として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第5条 入札参加者から提出された添付ファイルへのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

(開札が長引いた場合の入札参加者への連絡)

第6条 開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

(担当者等の署名)

第7条 入札システム上、署名する執行担当者は担当、立会担当者は課長とする。

(入札参加者側の障害により入札書受付締め切り時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い)

第8条 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。

- (1) 天災
- (2) 広域・地域的な停電
- (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。(送信できない場合は、電話等で対応する。)

(発注者側の障害により入札書受付締め切り時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い)

第9条 発注者側の障害が発生した場合で障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。(送信できない場合は、電話等で対応する。)

(紙入札への切替時の処理)

第10条 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札に切替えるに至った場合には、事業管理システムにて当該案件の削除作業を行う。(電子入札システムでは、当該案件の結果欄に「中止」と表示される。)

また、当該案件に対しては紙入札案件として新規の案件を登録し、従来の紙による入札を行うものとする。

(辞退への対応)

第11条 開札までの間に入札参加者が入札の辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとする。なお、事後審査方式の場合は、開札時にシステムにより自動的に承認される。

入札書締切後開札までに入札の辞退の申し出があった場合は、電話及びFAX(押印済の辞退届けをFAX)で入札の辞退を受け付けるとともに、速やかに書面による入札辞退届の提出をすよう求め、当該入札書は、開札しないものとする。

(再入札等の受付時間の設定基準及び開札の時期)

第12条 再入札書又は見積書(以下「再入札書等」という。)の受付時間は、当面30分を標準として設定するものとし、受付期限の到来後直ちに開札するものとする。

ただし、すべての再入札書等の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合において、すべての再入札書等の提出を確認したときは直ちに開札す

るものとする。

(I Cカード不正使用等の取扱い)

第13条 入札参加者が I Cカードを不正に使用等した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除するか否かを判断するものとする。

<不正に使用等した場合の例示>

- ①他人の I Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I Cカードを使用して入札に参加した場合

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。